

麻生区地域課題解決型提案事業審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、麻生区地域課題解決型提案事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第7条に基づき設置する麻生区地域課題解決型提案事業審査委員会（以下「委員会」という。）の組織について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 麻生区地域課題解決型提案事業の選考に関すること
- (2) 麻生区地域課題解決型提案事業の評価に関すること
- (3) その他、麻生区地域課題解決型提案事業に関して必要なこと

(組織等)

第3条 委員会は、委員7名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 有識者
- (2) あさお福祉計画推進会議委員
- (3) 麻生区区民会議委員
- (4) 行政職員

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が召集し、委員長はその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、他に定める場合を除き、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長がこれを決する。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、麻生区役所企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月27日から施行する。

「麻生区地域課題解決型提案事業」審査委員名簿

敬称略

氏名	分野
西谷 明子	有識者（中央大学法学部名誉教授）
小倉 敬子	有識者（公益財団法人かわさき市民活動センター理事長）
高橋 慶子	あさお福祉計画推進会議委員
第3期：金光秀尚	麻生区区民会議委員
中山 和子	行政（副区長）
浅見 政俊	行政（保健福祉センター所長）
安生 浩二	行政（企画課長）